

尼崎市総合教育会議設置要綱

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、尼崎市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) 上記に関する構成員の事務の調整

（構成員）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（臨時会）

第5条 次に掲げる場合は、第3条の規定にかかわらず、市長と教育長のみで臨時会を開催することができる。

- (1) 事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合
- (2) 事前に教育委員会から教育長に対応を一任している場合
- (3) 臨時会においては一旦態度を保留し、教育委員会において再度検討した上で、改めて市長と協議・調整を行う場合

(意見聴取)

第6条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、尼崎市事務分掌規則（平成11年尼崎市規則第24号）において総合教育会議の事務を分掌する所管において処理する。

(運営の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。